

運 営 規 程

白 鳥 園

居宅介護支援事業所

白鳥園居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が開設する白鳥園居宅介護支援事業所（以下「白鳥園事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、ケアプランの作成を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 白鳥園居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 姫路市林田町久保 161-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

- (2) 介護支援専門員：常勤 1名

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時00分～午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：居宅介護支援事業相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類：包括的自立支援プログラム
- (3) サービス担当者会議の開催場所：居宅介護支援事業相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回。
- (5) 居宅サービス計画の新規作成時、要介護認定の更新時、要介護状態の区分変更認定利用者の希望等により、サービス担当者会議を開催します。但し、正当な理由があり、サービス担当者会議が開催できない場合は、サービス担当者への照会依頼書をもって担当者会議とする。
- (6) サービス利用開始後も、ご契約者や各サービス提供事業者と継続的に連絡を取り、実施状況等について確認及び記録を行う。

2. 厚生大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3. 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

片道	10km まで	300円	(注：実費の範囲内で)
片道	10km 以上、5km 毎に	150円	(上記金額300円に加算)
タクシーを利用した場合は実費負担			

4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市（家島町を除く）の区域とする。

(地域ケア会議への参加)

第8条 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき、協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 10 条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 居宅介護支援事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 居宅介護支援事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 居宅介護支援事業所は、個人情報保護について「個人情報管理規定」を作成し、その対応の徹底を図る。

2. 居宅介護支援事業所に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
3. 居宅介護支援事業所は、必要に応じ、他事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)

第 12 条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 居宅介護支援事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第14条 居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１１年１０月 １日から施行する。

この規定は、平成１７年 １月 １日に改正する。

この規定は、平成１７年 ６月 １日に改正する。

この規定は、平成１８年 ４月 １日に改正する。

この規定は、平成３０年 ４月 １日に改正する。